

公益財団法人 業務スーパージャパンドリーム財団

2016 年度派遣留学奨学生募集要項

1. 本事業の目的

公益財団法人業務スーパージャパンドリーム財団（以下、「財団」という。）は、様々な日本文化を諸外国に広めていくことを通じ、我が国と諸外国との間の国際相互理解をさらに深めていくことを目的として設立されました。

本事業は、上記目的を果たすために、学問の分野において海外で活躍しようとする若者に、海外での勉学の間や自己啓発の機会を得るための資金を提供することにより、様々な日本の文化を諸外国に広めていく我が国の人材の育成に貢献しようとするものです。

2. 支援の対象となる留学

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始される留学プログラム

3. 応募資格

海外の大学へ留学を希望する日本国籍を有する学生で、下記条件を全て満たす者

- ① 国際交流と相互理解に関心を持っていること。
- ② 2016 年 4 月時点において大学 2 年生以上であること。
- ③ 専門職大学院への留学でないこと。
- ④ 名目の如何にかかわらず他の奨学支援団体等から留学に関する奨学金を受給していないこと（渡航費の補助については除きます）。
※留学に関する奨学金以外については併給可能とします。
- ⑤ 2016 年 4 月 1 日時点で 35 歳以下であること。
- ⑥ 在籍大学での単位システムに換算してセメスターあたり 6 単位以上（大学院からの留学希望者の場合は、「7. 応募方法⑧」記載の研究計画書の提出をもってこれに代える。）の学習計画を立てていること。
- ⑦ 在籍大学から推薦を受けていること。
- ⑧ 語学研修目的の留学ではないこと。
- ⑨ 帰国後の報告会、留学生ネットワーク等本制度における諸活動に主体的に参画できること。

4. 奨学金

- ① 支給額 月額 15 万円
- ② 支給期間 原則 12 ヶ月以内で在籍する大学の留学担当課が認定する期間とします。
- ③ 支給方法 支給は 2 ヶ月に一度とし、偶数月の末日に翌 2 ヶ月間で支給すべき額を日本国内金融機関の留学奨学生の指定する口座に振込みます。

5. 募集人数

220 名程度

6. 募集締切日

2016 年 1 月 31 日（日）（消印有効）

7. 応募方法

応募者は、在籍する大学の留学生担当課を通して、応募書類を募集期間内に財団宛に郵送にて提出すること。学生個人からの申請は受理できませんので、ご了承ください。

- ① 指導教員推薦書（厳封）※所定用紙あり
- ② 申請書 ※所定用紙あり
- ③ 誓約書 ※所定用紙あり
- ④ 在籍証明書
- ⑤ 学業成績証明書
- ⑥ 派遣留学計画書中の「留学スケジュール」で記入された「留学先大学で履修予定の科目」にかかるシラバスのコピー（応募時点で入手できるものをご提出ください）
- ⑦ 現在履修中の授業科目がわかる書類（大学の証明印等は不要です）
- ⑧ 研究計画書（大学院に在籍する方はご提出ください）

※面接免除を希望する学生については上記以外に次の書類を提出して下さい。

- ⑨ 校内選考資料（選考された理由の明記された資料も含む）
- ⑩ 学生交流協定の写し

8. 選考及び結果発表

選考は書類審査及び面接審査により実施します。

・第一次選考（書類審査）

選考結果は 3 月上旬までに在籍大学の留学生担当課宛に通知します。

・第二次選考（面接審査）

面接審査は2016年3月27日（日）、3月28日（月）、3月29日（火）のいずれか1日に兵庫県にて実施します。

結果は2016年4月末を目処に在籍する大学の留学生担当課宛に通知予定。

※財団が指定する面接日にご参加いただけない場合は、選考を辞退したものとみなします。

※面接にかかる交通費の支給は致しません。

【面接審査免除について】

以下の留学プログラム条件全てに該当し、応募書類中⑨及び⑩を提出している学生で、かつ学力基準及び語学力基準双方につき当財団の定める値を超える学生については選考委員の判断により面接審査を免除する場合があります。

留学プログラム条件

- ・大学間又は部局間協定に基づく留学プログラムであること。
- ・協定に授業料相互不徴収及び単位交換に関する条項があること。
- ・学部課程に在籍する学生であること。

※修士（博士前期）課程、博士（博士後期）課程に在籍する学生は、面接審査免除対象から除外します（必ず面接審査を受けて頂きます）。

学力基準

- ・大学学部以後の学業成績で次に定める方法で求められる成績評価係数が2.5以上であること。

	成績評価				
4段階評価(パターン1)	-	優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)	-	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	-	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$(「評価ポイント3の単位数」 \times 3) + (「評価ポイント2の単位数」 \times 2) + (「評価ポイント1の単位数」 \times 1) + (「評価ポイント0の単位数」 \times 0)$

総登録単位数

※履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数をすべて単位数に置き換えて算出すること。

語学力基準

- ・応募締切日までに証明できる英語能力及び語学能力が次の水準のいずれかであること。

①留学先大学での主たる使用言語が英語である場合

ア.TOEFL の得点が PBT (Paper-Based-Test) 550 以上

イ.iBT (internet-Based-Test) 80 以上

ウ.IELTS のスコアが 6.0 以上

エ.TOEIC のスコアが 820 以上

②留学先大学での主たる使用言語が英語以外である場合

ア.留学先大学で使用する語学能力が①と同等程度認められる者

9. 報告書

支援終了から 4 ヶ月以内に、学習及び研究成果に関する報告書（様式指定）を大学へ提出して頂きます。

※成績証明等の関係で提出書類が揃わない場合は、揃い次第速やかにご提出ください

※大学担当者様は、奨学生からの報告書を取りまとめたうえで、財団に提出してください。

※何ら理由なく報告書の提出が無い場合、支給した奨学金の返金を求める場合がございます。

10.各種申請書類

当財団のホームページからダウンロードして利用ください。

URL : <http://www.kobebussan.or.jp/overseas.html>

11. 留意事項

(1) 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給停止又は奨学金の返還を請求することがあります。

① 留学期間中に財団に無断で帰国した場合。

② 指導教員から修学または研究の継続が不適当とされた場合。

③ 学業成績が不良の場合。

④ 留学先において休学・転学する場合。

⑤ 法律や社会秩序に反する行為を行った場合。

⑥ 財団の名誉を傷つける行為を行った場合。

⑦ 報告書の提出が無い場合。

(2) 面接を通過した時点（面接免除者は書類選考通過時点）で、「内定通知書」を在籍する大学の留学生担当課に送付いたします。

その後、留学先大学の「受入許可証 (ACCEPTANCE LETTER)」の写しを財団にご提

出いただいた時点をもって正式決定とし、財団より「正式決定通知書」を在籍する大学の留学生担当課宛に郵送させていただきます。

上記「受入許可証 (ACCEPTANCE LETTER)」の写しをご提出いただけない場合は内定を取り消すこととなりますので、ご注意願います。

- (3) 申請書に記載のない留学先大学への変更については、理由の如何にかかわらず一切認めません。
- (4) 留学期間終了後の成績通知及び語学検定等試験の結果のご提出をお願いする場合があります。
- (5) 面接審査免除者の留学先大学における成績が著しく不良の場合は、以後推薦した大学の学生には面接審査免除を行わない場合がございます。

12. その他の事項

申請書類に関するお願い。

- ・申請書類は全て A4 サイズに統一して作成して下さい。
- ・ホッチキス止め、両面印刷はご遠慮下さい。
- ・提出期間を過ぎた場合は、いかなる理由であっても申請書類は受理しません。
- ・ご提出いただきました書類につきましては一切返却しません。

13. 個人情報の取り扱いについて

ご提出いただいた個人情報につきましては、本事業実施のために利用致します。大学・在外公館・行政機関・公益法人等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用致しません。

ご不明な点、ご質問などがございましたら、下記事務局までお問い合わせください。

«応募資料送付先及び問い合わせ先»

〒675-1127

兵庫県加古郡稲美町中一色 876 番 1

公益財団法人業務スーパージャパンドリーム財団

TEL: 079-458-3055

FAX: 079-496-6620

E-mail : info@kobebussan.or.jp

※ 本件にかかる照会については、大学の事務担当者から問い合わせ願います。

大学事務担当者以外からの照会につきましては回答致しませんのでご注意ください。